

## 【概要】善通寺市農業集落排水施設の廃止に伴う関係条例の整備案

善通寺市農業集落排水施設を廃止し、現在の施設を公共下水道に接続することに伴い、関係する条例を一括して改正します。

### 1. 廃止するもの

#### ■ 善通寺市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例

上郷西部地区農業集落排水について、今後は公共下水道として管理・運営を行っていくために設置条例を廃止するものです。

#### ■ 善通寺市農業集落排水事業受益者分担金条例

地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める事項について、今後は公共下水道事業として管理運営を行うにあたって、公共下水道事業における受益者負担金（分担金）に一本化するために廃止します。なお、公共下水道の受益者負担金として課される金額については、従来より公共下水道と農業集落排水で差異はなく、これまでの農業集落排水と同額です。

### 2. 廃止に伴い改正を必要とする条例

#### ■ 善通寺市下水道事業受益者負担金等に関する条例

従来の「善通寺市都市計画下水道事業受益者負担金条例」を改正し、条例の名称から「都市計画」を削除するとともに「負担金」を「負担金等」とします。これは当市の下水道事業においてはこの条例の規定により、都市計画法に基づいて受益者負担金を徴取しているためです。今後、都市計画法により整備されたものではない上郷西部地区の下水道を管理・運営するにあたって、受益者負担の根拠法令を明確にします。また、今後上郷西部地区において新たな接続があった際にはこの条例に基づいて受益者分担金を徴取できるようにするため、「負担金等」の定義に地方自治法に基づく分担金を含める等、所要の改正を行います。

#### ■ 善通寺市の重要な公の施設等に関する条例

#### ■ 善通寺市事務分掌条例

#### ■ 善通寺市特別会計条例

農業集落排水施設及び事業の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

### 3. 特定事業場から排出される汚水の水質基準等に関する改正

#### ■ 善通寺市下水道条例

特定事業場のうち、製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排出される水質の基準値については、下水道法第12条の2第3項の規定により、政令で定める基準に従い定めることができるとされています。この下水道法施行令においては特定の場合（例えば施設から排出される汚水の合計量が処理場の処理水量の1/4を占めるなど）に限定して厳しい排出基準を定めることができるとされているところですが、現行条例においては特定の場合を明示することなく、厳しい排出基準を満足するように求めています。今回農業集落排水施設を公共下水道に接続するにあたって、条例の解釈に誤解を生じないように、所要の改正を行うものです。